神戸市児童養護施設入所児童学習支援補助金交付要綱

(平成26年4月1日こども家庭局長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第35条第4項の規定により本市内に設置された児童養護施設(以下「施設」という。) に、法第27条第1項の規定により措置された児童の学力向上等に資するため、学習 支援に係る補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象と対象事業)

- 第2条 この要綱による補助金の交付の対象は、市長が法の規定に基づき設置の認可を した施設であって、市長が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び 施設運営が適正に行われている施設であり、補助金の交付対象となる学習支援とは、 次の各号の要件全てに該当するものいう。
 - (1) 施設(グループホームを含む)内での学習支援であり、1回当り4名以上参加していること。
 - (2) 施設職員以外が講師となっているもの。
 - (3) 対象児童の基礎学力の向上を目的とするものであり、スポーツや趣味等を目的とするものは含まれない。

(対象児童)

第3条 対象児童は、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に定める小学 生以上の児童を対象とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の種類及び金額は、次のとおりとする。
 - (1) 講師謝礼に関するもの 学習支援1回につき、1時間1,000円 ただし、1回あたり2時間、月4回までを上限とする。
 - (2) 講師の交通費に関するもの往復に係る交通費の実費相当分ただし、1回あたり500円、月4回までを上限とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする施設の代表は(以下、「申請者」という。)は、

神戸市児童養護施設入所児童学習支援補助金交付申請書(様式1号)に必要な書類を添 えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と 認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を神戸市児童養護施設入所児童学習 支援補助金交付決定通知書(様式2号)により申請者に通知するものとする。
 - 2 市長は、補助金の交付決定にあたり必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、神戸市児童養護施設入所児童学習支援補助金交付請求書(第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 市長は前条の請求を受けたときは、30 日以内に当該補助金を交付するものとする。
 - 2 前項の交付は、毎年度上半期及び下半期の2期に分けて交付するものとする。

(補助の取消し)

- 第9条 市長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付決定 を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助金を第2条に規定する使途以外に使用したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(調査及び報告)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の執行状況について調査し、施設に対して報告を求めることができる。

(施行細目)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。